

特例措置番号1308の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要・・・・・・・・・・ 1
- ② 評価・調査委員会の調査票案【審議事項】・・・・・・ 2
- ③ 関係府省庁の調査票案【審議事項】・・・・・・ 1 4
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1・・・・ 2 3
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル・・・・ 2 4
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧・・・・・・ 2 5
- ⑦ 参考：第78回地域活性化部会資料・・・・・・ 2 6

特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業（特例措置番号1308） （平成18年4月措置）

＜これまで＞

特別管理産業廃棄物は、爆発性、毒性等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることは認められていない。

※「特別管理産業廃棄物」とは

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物（廃酸など）

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の7

＜取り巻く環境の変化＞

特別管理産業廃棄物をローリーやドラム管で運搬しているが、多額の費用が発生しており、費用の削減が求められている。

特別管理産業廃棄物（廃酸など）の収集又は運搬に、
運搬用パイプラインを用いることができる。

＜主な要件＞

- 異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと。
- 特別管理産業廃棄物がパイプラインから飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれがないこと。
- 石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されること。

認定計画数：1件（累計）
1件（令和4年10月末現在）

◎実際の取組事例

～大分臨海コンビナート活性化特区～
（平成18年7月認定）

実施主体：大分県

大分臨海コンビナート地区は、九州唯一の石油精製所や石油化学コンビナート、国内屈指の製鉄所等が集約された日本でも数少ない、バランスのとれた臨海工業地帯を形成している。

コンビナート地区立地企業と大分県とが連携して、規制緩和やエネルギーの相互融通等に取り組むことにより、コンビナート地区の産業構造の高度化や省資源化、新規事業の誘発を促進し、大分県の経済活性化を図る。



特別管理産業廃棄物中間処理施設

②評価・調査委員会の調査票案

調査計画案の概要

特例措置の番号	1308
特例措置の名称	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業
措置区分	省令
過去の評価時期	—（H20: ニーズ調査の結果、評価を実施しないこととした。）

1. 過去の評価結果の概要

当初評価予定であった平成 20 年度時点において、本特例を適用した特区計画の認定件数は、提案者である大分コンビナート立地企業連絡協議会に関連する計画（大分県【大分臨海コンビナート活性化特区】）の 1 件のみという状況を踏まえ、特例措置に関するニーズ調査（対象：34 道府県・3 事業者）を実施した。その結果、

- ・本特例措置を「活用するつもりがない」との回答が約 9 割、
- ・本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由として、「該当者・該当施設がない」「企業側からのニーズ・要望がない」との回答が約 7 割、

という結果のため、今後の実施の可能性が小さいことから、予定していた評価を実施しないこととした。

その後、新たな特例措置の活用実績は無いものの、関係省庁とともに改めて評価時期の検討を行い、令和 3 年 10 月 6 日の評価・調査委員会における意見として、当該特例措置の評価時期を令和 4 年度とした。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

（本年度が最初の調査）

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用により地域活性化につながる経済的社会的効果（輸送コストの削減・省エネルギーや地球温暖化防止効果）が発現しているか。
- パイプライン輸送における安全対策（廃棄物の飛散・流出対策）の内容や事故発生時の対応方法等に関する取り決めの内容。
- 本特例措置の活用例が少ない理由として要件や手続などの問題について考えられるものがあるか。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

（本年度が最初の調査）

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和4年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、質問票1と質問票2により構成されています。
- ・ 質問票1は、すべての規制の特例措置について共通の質問です。
- ・ 質問票2は、規制の特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1

貴地域の基礎情報をご記入ください。

⇒回答欄 1

Q 2

認定された特区計画についてご記入ください。

⇒回答欄 2

Q 3

現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる／実施している
2. 予定どおりに進んでいる／実施している
3. 予定より遅れている／実施できていない

⇒回答欄 3

Q 4

本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒回答欄 4

Q 5

構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。
（任意）

⇒回答欄 5

⇒ **質問票 1**は以上です。**質問票 2**へ進んでください。

回答票 1

Q 1. 基礎情報	
自治体名	
担当部署	
担当者名（フリガナ）	
電話番号	
メールアドレス	

Q 2. 特区計画について	
特区計画の認定日（当初）	
計画変更認定日 （複数回変更している場合は全て）	
特定事業の名称・番号	
特区の名称 （計画書本体の「構造改革特別区域の名称」に記載したもの）	

Q 3. 現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。		
1. 予定より進んでいる／実施している	⇒	回答欄
2. 予定どおりに進んでいる／実施している		
3. 予定より遅れている／実施できていない		

Q 4. 本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。		
1. 計画当初から期待していた効果が発現している	⇒	回答欄
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している		
3. 発現していない		
4. わからない		
「4. わからない」を選択した場合はその理由・内容についてご記入ください。		

Q 5. 構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。（任意）

⇒ 質問票 1 は以上です。質問票 2 へ進んでください。

質問票 2（各規制の特例措置毎に異なる質問項目）

特定事業番号	1308
特定事業名	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業
特定事業の内容	人の健康の保持又は生活環境の保全上支障が生じない場合、特別管理産業廃棄物（廃酸など）の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることを可能とする。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目 Q 1～Q 5 までの回答を地方公共団体においてご回答ください。

次に、**質問票 2**にある Q 6 に進んでください。なお、回答する際には、Q 1 2～Q 1 6 は実施事業者から、Q 1 7 及び 1 8 は当該特例措置の提案者からご意見を聴取の上、地方公共団体においてご回答ください。

Q 6 ＜地方公共団体への質問＞

特区計画には、計画の実施により期待される経済的社会的効果が記載されていますが、その達成状況について、下記の A～D の中で最も当てはまるものを選択して下さい。

また、そのように判断した理由について具体的にご記入ください。

（選択肢）

A：目標値を上回っている

B：概ね目標値どおり

C：目標値を下回っている

D：不明（計画の事業が未実施であるため効果を検証できない場合を含む）

⇒ 回答欄 6

【参考】構造改革特別区域計画（抜粋）

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

（1）特定事業による効果

特別管理産業廃棄物のパイプライン輸送への変更による管理・輸送コスト削減効果 5 年間のコスト削減効果 20 百万円

（2）特定事業以外による効果

①大分コンビナート地区エネルギー共同利用推進協議会で実施予定事業の省エネルギー効果等

地域内で 5 年間の省エネルギー効果 101,000kI（原油換算）

地域内で5年間の地球温暖化防止効果 266,216t (CO2 換算)

②当該地区内の設備投資額

地域内で5年間の設備投資額 1,013 億円

Q 7 <地方公共団体への質問>

特区計画に記載した経済的社会的効果について、事業実施当初から現在に至るまでの実績を年度ごとにご記入ください。

⇒ 回答欄 7

Q 8 <地方公共団体への質問>

特区計画に記載した経済的社会的効果以外に、想定していなかった効果が発現している場合は、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 8

Q 9 <地方公共団体への質問>

特区計画に基づき、実際に運搬用パイプラインを用いた特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の実施状況について、具体的にご記入ください。
(例：パイプラインの敷設時期・稼働時期、事業開始から現在までの運搬した廃棄物の種類・数量等)

⇒ 回答欄 9

Q 10 <地方公共団体への質問>

本特定事業の実施にあたっての要件や手続き、関連する他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご回答ください。

⇒ 回答欄 10

Q 11 <地方公共団体への質問>

貴自治体内におけるニーズ等を踏まえ、本特定事業以外の事業者が当該特例措置を活用する可能性についてご回答ください。

⇒ 回答欄 11

Q 1 2 <事業を行う事業者への質問>

特例事業の要件のうち「異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混同しないこと。」について、具体的にどのような対応をしているかご回答ください。事業開始以降、対応に変更があった場合は、その変遷も含めてご回答ください。

⇒ 回答欄 1 2

Q 1 3 <事業を行う事業者への質問>

特例事業の要件のうち「特別管理産業廃棄物がパイプラインから飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれがないこと。」について、具体的にどのような対応をしているかご回答ください。事業開始以降、対応に変更があった場合は、その変遷も含めてご回答ください。

⇒ 回答欄 1 3

Q 1 4 <事業を行う事業者への質問>

本特定事業における経済的社会的効果に関し、安全性の向上が確保される点が挙げられていますが、事業を実施するなかで、廃棄物が飛散・流出する事故やヒヤリ・ハット等の発生の有無についてご記入ください。

事案がある場合、その具体的な内容を下記に沿ってご記入ください。（複数の場合、事案毎に全件ご記入ください。）

- ・発生日：R〇年〇月〇日
- ・概 要：パイプラインの〇〇部分が破損し、廃棄物が漏れる事故が発生
- ・原因・対応：〇〇のため

⇒ 回答欄 1 4

Q 1 5 <事業を行う事業者への質問>

本特定事業の実施により得られた経済的社会的効果（企業活動におけるメリット・デメリット）についてご回答ください（想定していなかった効果が発現している場合は、その内容をご記入ください。）。

そのうえで、今後も本特定事業を継続するか、継続していくための課題点等について、可能な範囲でご回答ください。

⇒ 回答欄 1 5

Q 1 6 <事業を行う事業者への質問>

本特定事業の実施にあたっての要件や手続き、関連する他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご回答ください。

⇒ 回答欄 1 6

Q 1 7 <提案者（大分コンビナート立地企業連絡協議会）への質問>

貴協議会内の他事業者において、当該特例措置の活用可能性の有無についてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 7

Q 1 8 <提案者（大分コンビナート立地企業連絡協議会）への質問>

当該特例措置は貴協議会からの提案を受け制度化されておりますが、現時点での活用実績が 1 件のみであり、活用が進まない理由としてどのようなことが考えられますか。（要件・手続きの課題等）

⇒ 回答欄 1 8

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

回答票 2

<地方公共団体への質問>

Q 6. 特区計画には、計画の実施により期待される経済的社会的効果が記載されていますが、その達成状況について、下記の A～D の中で最も当てはまるものを選択して下さい。

また、そのように判断した理由について具体的にご記入ください。

・経済的社会的効果の達成状況

A / B / C / D

・達成状況に至った要因（B 以外を選択した場合に記入）

<地方公共団体への質問>

Q 7. 特区計画に記載する経済的社会的効果について、事業実施当初から現在に至るまでの実績を年度ごとにご記入ください。

管理・輸送コスト削減効果

R3:	R2:	R1:	H30:	H29:
H28:	H27:	H26:	H25:	H24:
H23:	H22:	H21:	H20:	H19:

省エネルギー効果

R3:	R2:	R1:	H30:	H29:
H28:	H27:	H26:	H25:	H24:
H23:	H22:	H21:	H20:	H19:

地球温暖化防止効果

R3:	R2:	R1:	H30:	H29:
H28:	H27:	H26:	H25:	H24:
H23:	H22:	H21:	H20:	H19:

設備投資額

R3:	R2:	R1:	H30:	H29:
H28:	H27:	H26:	H25:	H24:
H23:	H22:	H21:	H20:	H19:

<地方公共団体への質問>

Q 8. 特区計画に記載した経済的社会的効果以外に、想定していなかった効果が発現している場合は、その内容をご記入ください。

＜地方公共団体への質問＞

Q 9. 特区計画に基づき、実際に運搬用パイプラインを用いた特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の実施状況について、具体的にご記入ください。

（例：パイプラインの敷設時期・稼働時期、事業開始から現在までの運搬した廃棄物の種類・数量等）

＜地方公共団体への質問＞

Q 10. 本特定事業の実施にあたっての要件や手続き、関連する他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご回答ください。

＜地方公共団体への質問＞

Q 11. 貴自治体内におけるニーズ等を踏まえ、本特定事業以外の事業者が当該特例措置を活用する可能性についてご回答ください。

＜事業を行う事業者への質問＞

Q 12. 特例事業の要件のうち「異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混同しないこと。」について、具体的にどのような対応をしているかご回答ください。事業開始以降、対応に変更があった場合は、その変遷も含めてご回答ください。

＜事業を行う事業者への質問＞

Q 13. 特例事業の要件のうち「特別管理産業廃棄物がパイプラインから飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれがないこと。」について、具体的にどのような対応をしているかご回答ください。事業開始以降、対応に変更があった場合は、その変遷も含めてご回答ください。

<事業を行う事業者への質問>

Q14. 本特定事業における経済的社会的効果に関し、安全性の向上が確保される点が挙げられていますが、事業を実施するなかで、廃棄物が飛散・流出する事故やヒヤリ・ハット等の発生の有無についてご記入ください。

事案がある場合、その具体的な内容を下記に沿ってご記入ください。（複数の場合、事案毎に全件ご記入ください。）

事故等の発生有無

有 / 無

事故等の具体的な内容

- ・発生日：R〇年〇月〇日
- ・概 要：パイプラインの〇〇部分が破損し、廃棄物が漏れる事故が発生
- ・原因・対応：〇〇のため

<事業を行う事業者への質問>

Q15. 本特定事業の実施により得られた経済的社会的効果（企業活動におけるメリット・デメリット）についてご回答ください（想定していなかった効果が発現している場合は、その内容をご記入ください。）。

そのうえで、今後も本特定事業を継続するか、継続していくための課題点等について、可能な範囲でご回答ください。

<事業を行う事業者への質問>

Q16. 本特定事業の実施にあたっての要件や手続き、関連する他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご回答ください。

<提案者（大分コンビナート立地企業連絡協議会）への質問>

Q17. 貴協議会内の他事業者において、当該特例措置の活用可能性の有無についてご記入ください。

＜提案者（大分コンビナート立地企業連絡協議会）への質問＞

Q 18. 当該特例措置は貴協議会からの提案を受け制度化されておりますが、現時点での活用実績が1件のみであり、活用が進まない理由としてどのようなことが考えられますか。（要件・手続きの課題等）

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

③関係府省庁の調査票案

令和4年度調査の概要

1. 関係府省庁名	環境省
2. 特例措置番号	1308
3. 特定事業の名称	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業
4. 弊害の発生に関する調査	
① 調査内容	(特例事業利用者及び認定自治体) ・特定事業の実施状況 ・規制の特例措置による弊害の発生の有無 (特定事業を実施していない自治体(都道府県)) ・特定事業を実施できない、もしくはしない理由
② 調査方法	・電子メールによる書面調査
③ 調査対象	・実利用者(処理業者1件、排出事業者1件、大分市) ・地方公共団体(都道府県)
④ 実施スケジュール	調査票の配布 令和4年 11 月 調査票の回収 令和4年 11 月末 調査結果とりまとめ 令和4年 12 月末

構造改革特区（1308 特区：特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業）の実施状況調べについて（事業者用）

構造改革特区による「特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業」が認められているが、該当特区における現在の取組状況について御回答ください。

（１）運搬用パイプラインで輸送している特別管理産業廃棄物について、別添の廃棄物データシートに廃棄物の性状に関する情報を記載してください。（すでに作成済みのものがあれば、そちらを御提出いただくことも可）

（２）運搬用パイプラインによる搬出が開始したことにより、施設の維持管理等にどのような変化があったか記載してください。また、運転マニュアル等関係資料を提出してください。（資料の提出は PDF 等でメールへ添付し御提出願います。）

（３）環境保全の観点から、特区計画を実施したことについて「経済的社会的効果が期待できる」としてはいますが、期待していた成果がありましたか。

①．成果があった

②．特にない

回答： []

詳細：

(4) 事故や災害等の生活環境保全上支障を生じるような事態が生じましたか。生じた場合は、その状態と原因、対応措置について記載してください。

①. あった

②. 特にない

回答： []

詳細：

(5) 特区が全国展開された場合、何らかの成果、弊害が生じると考えられますか。具体的に記載してください。

①. 考えられる

②. 特にない

回答： []

理由：

(6) このほか、特区計画を実施するにあたり、問題が生じた点、今後の課題となる点、疑問点、全国展開に伴う点などについて、自由に記載ください。(自由記述)

構造改革特区（1308 特区：特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業）の実施状況調べについて（処理業者用）

構造改革特区による「特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業」が認められているが、該当特区における現在の取組状況について御回答ください。

（１）特区計画の実施によって運搬される特別管理産業廃棄物の１日の平均処理量、稼働時間及び１年間の処理量について単位を含め記載してください。

- ①．一日の平均処理量 ： []
- ②．稼働時間 ： []
- ③．年間の処理量 ： []

（２）運搬用パイプラインによる搬入が開始したことにより、施設の維持管理等にどのような変化があったか記載してください。また、運転マニュアル等関係資料を提出してください。（資料の提出はPDF等でメールへ添付し御提出願います。）

（３）環境保全の観点から、特区計画を実施したことについて成果はありましたか。具体的に記載してください。

- ①．成果があった
- ②．特にない

回答：[]

理由：

具体的に記載してください

- ①. 弊害があった
②. 特にない

回答：[]

詳細：

具体的に記載してください。

- ①. 考えられる
②. 特にない

回答：[]

理由：

点、疑問点、全国展開に伴う点などについて、自由に記載ください。（自由記述）

構造改革特区（1308 特区：特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業）の実施状況調べについて（大分市用）

構造改革特区による「特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業」が認められているが、該当特区における現在の取組状況について御回答ください。

（１）排出事業者又は中間処理業者において、環境法令違反はありましたか。ある場合は、違反者、時期、違反した法令、内容、市の対応状況、結果について記載してください。

- ①. 違反があった
- ②. 違反はなかった

回答： []

詳細：

（２）周辺住民から排出事業者又は中間処理業者に対して、生活環境に関する情報等がありましたか。ある場合は、情報の対象者、時期、情報の内容、市の対応状況、結果について記載をしてください。

- ①. ある
- ②. 特になし

回答： []

詳細：

(3) 特区計画の実施に関して、大分県、排出事業者又は中間処理業者と情報交換をしていますか。情報交換をしている場合は頻度、内容等について具体的に記載してください。

①. している

②. 特にしていない

回答： []

詳細：

(4) 環境保全の観点から、特区計画を実施したことについて成果はありましたか。具体的に記載してください。

①. 成果があった

②. 特にない

回答： []

詳細：

(5) 環境保全の観点から、特区計画を実施したことについて弊害が生じましたか。具体的に記載してください

①. 弊害があった

②. 特にない

回答： []

詳細：

具体的に記載してください。

- ①. 考えられる
②. 特にない

回答： []

理由：

(7) このほか、特区計画を実施するにあたり、問題が生じた点、今後の課題となる点、疑問点、全国展開に伴う点などについて、自由に記載ください。(自由記述)

1. 構造改革特区による「特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業」が認められているが、該当特区における現在の状況を御回答ください。

- ①. 活用したい
- ②. 活用する予定がすでにある
- ③. 活用したいが、できない
- ④. 活用するつもりがない

理由：

- ①. 企業側からのニーズ・要望がない
- ②. 該当者・該当施設がない
- ③. 対象となる廃棄物が少ないと考えられるため必要性がない
- ④. 設備投資に見合う効果が見込めないと考えられるため
- ⑤. 管理上の問題があると考えられるため
- ⑥. その他「

(3) その他、本特例に関する事で御意見等あればお書きください。(自由記述)

④評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1

番号	1308
特定事業の名称	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の7
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の5第1項第1号の規定によりその例によることとされた令第4条の2第1号ハただし書の規定による環境省令で定める場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第3号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合とする。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと、パイプラインから廃棄物が飛散し、流出し又は悪臭が漏れるおそれがないこと及び石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されるものであることを満たすと認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1308 特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業

1. 特例を設ける趣旨

特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることは原則として認められていませんが、特区内に限り、一定の要件を満たす場合には、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとするものです。

2. 特例の概要

特別管理産業廃棄物は、爆発性、毒性等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることは認められていません。しかし、特区内に限り、一定の要件を満たし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないと認められる場合に、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いる場合、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないように、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと。
- (2) 特別管理産業廃棄物がパイプラインから飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれがないこと。
- (3) 石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されること。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

⑥規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	大分県	大分県	大分臨海コンビナート活性化特区	大分市の区域の一部（大分川右岸以東の大分都市計画区域で定める工業専用地域及び工業港区に指定された工業地域）	大分臨海コンビナート地区は、九州唯一の石油精製所や石油化学コンビナート、国内屈指の製鉄所等が集約された日本でも数少ない、バランスのとれた臨海工業地帯を形成している。しかし、近年、中国をはじめとしたアジアにおける素材産業の台頭は著しく、国際競争力の強化に向けたコンビナート地区の活性化が必要である。このため、コンビナート地区立地企業と大分県とが連携して、規制緩和やエネルギーの相互融通等に取り組むことにより、コンビナート地区の産業構造の高度化や省資源化、新規事業の誘発を促進し、大分県の経済活性化を図る。	1308	・特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例	第11回

①特例措置の評価・調査経緯

特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業（1308）

<これまで>

特別管理産業廃棄物は、爆発性、毒性等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることは認められていない。

※「特別管理産業廃棄物」とは

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物（廃酸など）

構造改革特区の活用

<関係法令等>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の7

<取り巻く環境の変化>

特別管理産業廃棄物をローリーやドラム管で運搬しているが、多額の費用が発生しており、費用の削減が求められている。

特別管理産業廃棄物（廃酸など）の収集又は運搬に、運搬用パイプラインを用いることができる。

<主な要件>

- 異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと。
- 特別管理産業廃棄物がパイプラインから飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれがないこと。
- 石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されること。

認定計画数：1件（累計）

1件（令和4年4月末現在）

◎実際の取組事例

～大分臨海コンビナート活性化特区～（平成18年7月認定）実施主体：大分県
大分臨海コンビナート地区は、九州唯一の石油精製所や石油化学コンビナート、国内屈指の製鉄所等が集約された日本でも数少ない、バランスのとれた臨海工業地帯を形成している。

コンビナート地区立地企業と大分県とが連携して、規制緩和やエネルギーの相互融通等に取り組むことにより、コンビナート地区の産業構造の高度化や省資源化、新規事業の誘発を促進し、大分県の経済活性化を図る。

特別管理産業廃棄物中間処理施設



これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成20年 (H21.1.29)	ニーズ調査の結果を踏まえて、予定していた評価を行わないこととした。（詳細は次頁）		
令和3年 (R3.11.25)	認定地方公共団体の状況等を踏まえて、令和4年度に評価を行うこととした。		

平成20年度ニーズ調査結果

特定事業の設置経緯

提案者のこれまで(提案者:大分県)

- 大分県では今後、コークス炉の追加や高性能触媒への対応など生産設備の増強を図るため、生き残りをかけた大規模な投資を計画する一方、更なる競争力を確保するためには規制緩和をはじめ、エネルギーや資源の共有化など企業が連携して取り組まなければならない構造改革が必要となってきた。

構造改革特区

特例措置の概要

- 地方公共団体が、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる。特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し又は悪臭が漏れるおそれもなく安全に輸送することができる方法に変更され、しかも積替え作業や産業廃棄物管理票(マニフェスト)発行の省略によって低コスト処理が実現する。

特定事業の実施

特定事業の実施状況

- 現在の認定状況:1件(提案者のみ) 大分県【特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業】
- 大分県では特別管理産業廃棄物である廃酸(高沸廃液)は大分石油化学コンビナート内に立地している昭和電工(株)大分コンビナートから排出されている。本事業では、この廃酸(高沸廃液)を大分石油化学コンビナート内に立地している鶴崎共同動力(株)の中間処理施設(焼却処理)までパイプラインを用いて輸送し焼却処理する。
- 要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとする意見はみられなかった。

特例措置の更なる実施の可能性

その他ニーズの状況

主な意見など

調査の概要

- 34道府県(特区窓口)と3事業者に対して、ニーズの有無等をアンケートにより照会、1県でのみ今後活用したいという意見があり、4団体で活用したいが出来ないとの回答を得た。
- それ以外の活用可能性はなし。

今後の産廃事業の展開により、活用も選択枠の一つと考え活用したいと思うが、現時点では、活用の具体的事案なし。(1県)

該当する施設や事業者が存在しない。また、存在したとしても企業側からの要望やニーズがない。(29団体)

今後の実施増加の可能性は、小さい。

- ① 今後活用の可能性がある、と回答した自治体は4団体。
- ② 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由としては、
 - ・該当する施設や事業者が存在しない。また、存在したとしても企業側からの要望やニーズがない。
 - ・特別管理産業廃棄物の排出量が少ないため、必要がない。
 - ・特例措置を適用するためには、莫大な投資を必要とするが、それに見合うだけの効果が得られるという確証はなく、また管理上の問題も生じてしまう。

今後の実施増加の見込み

特例措置番号1310の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要・・・・・・・・・・ 1
- ② 評価・調査委員会の調査票案【審議事項】・・・・・・ 2
- ③ 関係府省庁の調査票案【審議事項】・・・・・・ 16
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1・・・・ 26
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル・・・・ 27
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧・・・・・・ 29
- ⑦ 参考：第78回地域活性化部会資料・・・・・・ 31

ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（特例措置番号1310） （平成22年9月措置）

＜これまで＞

ノヤギは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の狩猟鳥獣に定められていないため、駆除するためには、有害鳥獣捕獲として環境大臣又は都道府県知事の許可が必要である。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条

＜取り巻く環境の変化＞

野生化したヤギによる食害等により、植生破壊や土砂流出が発生している。

ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、
許可の不要な狩猟による捕獲が可能となる。

＜主な要件＞

○農林水産業、生態系等に係る被害の防止などの目的でノヤギの捕獲等を行う必要があること。

○ノヤギのみを捕獲等するために、以下のような措置が講じられていること。

- ①狩猟者が飼育下にあるヤギとノヤギの錯誤捕獲を防ぐための関係者間の調整がなされていること。
- ②飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること。
- ③狩猟者等への適切な周知が計画されていること。

認定計画数：5件（累計）
5件（令和4年10月末現在）

◎実際の取組事例

～奄美大島奄美市ノヤギ特区～
（平成22年11月認定）

実施主体：奄美市

奄美大島では貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれてきたが、近年、社会環境の変化等により飼育世帯数が減少し、放棄されるようになった。その結果、飼育されず放棄されたヤギが野生化し、海岸部の崖地や森林部の野草を根こそぎ食べ、土砂流出や植生破壊等を引き起こしている。

奄美市でも有害鳥獣捕獲により駆除を行っているが、生息数は減少していないので、ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業を活用することにより、ノヤギの駆除を推進し、植生の回復や生態系の保全を図る。



②評価・調査委員会の調査票案

調査計画案の概要

特例措置の番号	1310
特例措置の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
措置区分	省令
過去の評価時期	H24 下

1. 過去の評価結果の概要

平成 24 年度下半期の評価においては、

- 関係府省庁によれば、本特例措置を活用したノヤギの狩猟実績は、網による 1 頭であり、全国展開により発生する弊害の有無を判断できない。
- 評価・調査委員会によれば、本特例措置の活用により、放し飼い防止条例の活用や有害鳥獣捕獲の実施による効果で、特区内のノヤギの推計生息頭数が、1,000 頭程度減少していることが確認されている。
- 銃及びわなによる狩猟における人身事故や錯誤捕獲の弊害の有無が未検証であるため、狩猟実績が複数確認された場合に、改めて評価を行うこととなった。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 平成 24 年度下半期の評価当時は、網による実績のみであり、銃及びわなによる狩猟における人身事故や錯誤捕獲の弊害の有無について、未検証である。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 銃及びわなによる狩猟における弊害の有無を確認し、全国展開の可否を検証。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 平成 24 年度以降のノヤギの推計生息数、狩猟方法ごとの捕獲頭数。
- 人身事故や錯誤捕獲を防止するための、具体的な取組内容。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和4年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、質問票1と質問票2により構成されています。
- ・ 質問票1は、すべての規制の特例措置について共通の質問です。
- ・ 質問票2は、規制の特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1

貴地域の基礎情報をご記入ください。

⇒回答欄 1

Q 2

認定された特区計画についてご記入ください。

⇒回答欄 2

Q 3

現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる／実施している
2. 予定どおりに進んでいる／実施している
3. 予定より遅れている／実施できていない

⇒回答欄 3

Q 4

本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒回答欄 4

Q 5

構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。
（任意）

⇒回答欄 5

⇒ **質問票 1**は以上です。**質問票 2**へ進んでください。

回答票 1

Q 1. 基礎情報	
自治体名	
担当部署	
担当者名（フリガナ）	
電話番号	
メールアドレス	

Q 2. 特区計画について	
特区計画の認定日（当初）	
計画変更認定日 （複数回変更している場合は全て）	
特定事業の名称・番号	
特区の名称 （計画書本体の「構造改革特別区域の名称」に記載したもの）	

Q 3. 現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。		
1. 予定より進んでいる／実施している	⇒	回答欄
2. 予定どおりに進んでいる／実施している		
3. 予定より遅れている／実施できていない		

Q 4. 本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。		
1. 計画当初から期待していた効果が発現している	⇒	回答欄
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している		
3. 発現していない		
4. わからない		
「4. わからない」を選択した場合はその理由・内容についてご記入ください。		

Q 5. 構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。（任意）

⇒ 質問票 1 は以上です。質問票 2 へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置ごとに異なる質問項目）

特例措置番号	1 3 1 0
特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
特例措置の内容	ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲を可能とする。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目 Q 1 ～ Q 5 までの回答を地方公共団体において御記入ください。

次に、**質問票 2**にある Q 6 に進んでください。Q 6 以降については、関係者からご意見を聴取の上、地方公共団体においてご記入ください。

Q 6 ＜地方公共団体への質問＞

平成 24 年度以降のノヤギの推計生息頭数を、年度ごとに具体的数値でご記入ください。

⇒ 回答欄 6

Q 7 ＜地方公共団体への質問＞

平成 24 年度から令和 4 年度までの有害鳥獣捕獲、本特定事業の実施（狩猟）による捕獲頭数を、狩猟方法別にそれぞれ具体的数値でご記入ください。

⇒ 回答欄 7

Q 8 ＜地方公共団体への質問＞

ノヤギによる生活環境（土砂流出、漁場、花壇等への影響）に係る被害状況についてお尋ねします。まず、本特定事業実施以前の状況と、現在の状況を具体的（被害箇所数、面積、被害額等）にご記入ください。次に、現在の状況は、実施以前の状況と比較して改善していますか。次の 1 ～ 5 の中から 1 つだけお選びください。

1. ノヤギの捕獲により改善している。
2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
3. ノヤギの捕獲はしているが、以前より悪化している。
4. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない。
5. ノヤギの捕獲をしていないため、悪化している。

⇒ 回答欄 8

Q 9 <地方公共団体への質問>

ノヤギによる生態系（植生等）に係る被害状況についてお尋ねします。まず、本特定事業実施以前の状況と、現在の状況を具体的（被害箇所数、面積、被害額等）にご記入ください。次に、現在の状況は、実施以前の状況と比較して改善されていますか。次の1～3の中から1つだけお選びください。

1. ノヤギの捕獲により改善されている。
2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
3. ノヤギの捕獲はしているが、以前と悪化している。
4. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない。
5. ノヤギの捕獲をしていないため、悪化している。

⇒ 回答欄 9

Q 10 <地方公共団体への質問>

ノヤギによる農作物に係る被害状況についてお尋ねします。まず、本特定事業実施以前の状況と、現在の状況を具体的（被害箇所数、面積、被害額等）にご記入ください。次に、現在の状況は、実施以前の状況と比較して改善されていますか。次の1～3の中から1つだけお選びください。

1. ノヤギの捕獲により改善されている。
2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
3. ノヤギの捕獲はしているが、以前と悪化している。
4. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない。
5. ノヤギの捕獲をしていないため、悪化している。

⇒ 回答欄 10

Q 11 <地方公共団体への質問>

ノヤギの肉等の利用状況についてお尋ねします。まず、どのような方法で利用されているかご記入ください。次に、本特定事業の実施による、捕獲したノヤギの利用頭数をご記入ください。当初から利用を考えていない場合は、その旨をご記入ください。

⇒ 回答欄 11

Q 12 <地方公共団体への質問>

ノヤギの狩猟において、人身事故や錯誤捕獲を防止するために行っている取組をご記入ください。

⇒ 回答欄 12

Q 13 <地方公共団体への質問>

本特定事業の遂行を妨げる要因（捕獲したノヤギの処理問題、捕獲後の食用の問題等）はありますか。あれば具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 13

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

回答票 2

<地方公共団体への質問>

Q 6. 平成 24 年度以降のノヤギの推計生息頭数を、年度ごとに具体的数値でご記入ください。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
推計 生息 頭数											

※令和 4 年度は、令和 4 年 10 月末時点で統計を取っている範囲でご回答ください。

<地方公共団体への質問>

Q 7. 平成 24 年度から令和 4 年度までの有害鳥獣捕獲、本特定事業の実施（狩猟）による捕獲頭数を、狩猟方法別にそれぞれ具体的数値でご記入ください。

狩猟方法	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
有害鳥獣 捕獲頭数											
本特定事業の実施による捕獲頭数（狩猟方法別）											
網											
銃											
わ な	囲いわな										
	はこわな										
	くくり わな										

※令和 4 年度は、令和 4 年 10 月末時点で統計を取っている範囲でご回答ください。

※上記以外の狩猟方法による場合は、適宜行を追加してください。

<地方公共団体への質問>

Q 8. ノヤギによる生活環境（土砂流出、漁場、花壇等への影響）に係る被害状況についてお尋ねします。まず、本特定事業実施以前の状況と、現在の状況を具体的（被害箇所数、面積、被害額等）にご記入ください。次に、現在の状況は、実施以前の状況と比較して改善していますか。次の1～5の中から1つだけお選びください。

1. ノヤギの捕獲により改善している。
2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
3. ノヤギの捕獲はしているが、以前より悪化している。
4. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない。
5. ノヤギの捕獲をしていないため、悪化している。

本特定事業実施以前の状況					
	箇所	面積（㎡）	被害金額	（その他）	期間
土砂流出					
漁場					
花壇					
（その他）					
（その他）					
H24 の状況					
	箇所	面積（㎡）	被害金額	（その他）	期間
土砂流出					
漁場					
花壇					
（その他）					
（その他）					
H25 の状況					
	箇所	面積（㎡）	被害金額	（その他）	期間
土砂流出					
漁場					
花壇					
（その他）					
（その他）					
H26 の状況					
	箇所	面積（㎡）	被害金額	（その他）	期間
土砂流出					
漁場					
花壇					
（その他）					
（その他）					

H27 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
土砂流出					
漁場					
花壇					
(その他)					
(その他)					
H28 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
土砂流出					
漁場					
花壇					
(その他)					
(その他)					
H29 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
土砂流出					
漁場					
花壇					
(その他)					
(その他)					
H30 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
土砂流出					
漁場					
花壇					
(その他)					
(その他)					
H31/R1 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
土砂流出					
漁場					
花壇					
(その他)					
(その他)					
R2 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間

土砂流出					
漁場					
花壇					
(その他)					
(その他)					
R3 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
土砂流出					
漁場					
花壇					
(その他)					
(その他)					
R4 の状況 (R4. ○時点)					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
土砂流出					
漁場					
花壇					
(その他)					
(その他)					
改善状況					
[]					

※令和4年度は、令和4年10月末時点で統計を取っている範囲でご回答ください。

※回答欄が足りない場合は(その他)を変更・行を追加してご回答ください。

<地方公共団体への質問>

Q9. ノヤギによる生態系（植生等）に係る被害状況についてお尋ねします。まず、本特定事業実施以前の状況と、現在の状況を具体的（被害箇所数、面積、被害額等）にご記入ください。次に、現在の状況は、実施以前の状況と比較して改善されていますか。次の1～3の中から1つだけお選びください。

1. ノヤギの捕獲により改善されている。
2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
3. ノヤギの捕獲はしているが、以前と悪化している。
4. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない。
5. ノヤギの捕獲をしていないため、悪化している。

本特定事業実施以前の状況					
	箇所	面積（㎡）	被害金額	（その他）	期間
植生破壊					
（その他）					
（その他）					
H24 の状況					
	箇所	面積（㎡）	被害金額	（その他）	期間
植生破壊					
（その他）					
（その他）					
H25 の状況					
	箇所	面積（㎡）	被害金額	（その他）	期間
植生破壊					
（その他）					
（その他）					
H26 の状況					
	箇所	面積（㎡）	被害金額	（その他）	期間
植生破壊					
（その他）					
（その他）					
H27 の状況					
	箇所	面積（㎡）	被害金額	（その他）	期間
植生破壊					
（その他）					
（その他）					
H28 の状況					
	箇所	面積（㎡）	被害金額	（その他）	期間
植生破壊					

(その他)					
(その他)					
H29 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
(その他)					
(その他)					
H30 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
(その他)					
(その他)					
H31/R1 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
(その他)					
(その他)					
R2 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
(その他)					
(その他)					
R3 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
(その他)					
(その他)					
R4 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
(その他)					
(その他)					
改善状況					
[1 2 3 4 5]					

※令和4年度は、令和4年10月末時点で統計を取っている範囲でご回答ください。

※回答欄が足りない場合は(その他)を変更・行を追加してご回答ください。

<地方公共団体への質問>

Q10. ノヤギによる農作物に係る被害状況についてお尋ねします。まず、本特定事業実施以前の状況と、現在の状況を具体的（被害箇所数、面積、被害額等）にご記入ください。次に、現在の状況は、実施以前の状況と比較して改善されていますか。次の1～3の中から1つだけお選びください。

1. ノヤギの捕獲により改善されている。
2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
3. ノヤギの捕獲はしているが、以前と悪化している。
4. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない。
5. ノヤギの捕獲をしていないため、悪化している。

本特定事業実施以前の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
農作物被害					
H24 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
H25 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
H26 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
H27 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
H28 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
H29 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
H30 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
H31/R1 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
R2 の状況					

	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
R3 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
R4 の状況					
	箇所	面積 (㎡)	被害金額	(その他)	期間
植生破壊					
改善状況					
[1 2 3 4 5]					

※令和4年度は、令和4年10月末時点で統計を取っている範囲でご回答ください。

※回答欄が足りない場合は(その他)を変更・行を追加してご回答ください。

<地方公共団体への質問>

Q11. ノヤギの肉等の利用状況についてお尋ねします。まず、どのような方法で利用されているかご記入ください。次に、本特定事業の実施による、捕獲したノヤギの利用頭数をご記入ください。当初から利用を考えていない場合は、その旨をご記入ください。											
利用方法（当初から利用を考えていない場合はその旨）											
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
利用 頭数											

※令和4年度は、令和4年10月末時点で統計を取っている範囲でご回答ください。

<地方公共団体への質問>

Q12. ノヤギの狩猟において、人身事故や錯誤捕獲を防止するために行っている取組をご記入ください。

<地方公共団体への質問>

Q13. 本特定事業の遂行を妨げる要因（捕獲したノヤギの処理問題、捕獲後の食用の問題等）はありますか。あれば具体的にご記入ください。

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

③関係府省庁の調査票案

令和4年度調査の概要

1. 関係府省庁名	環境省
2. 特例措置番号	1310
3. 特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
4. 弊害の発生に関する調査	
① 調査内容	○特区計画の認定を受けた市町村が属する都道府県への調査 特区制度に基づくノヤギの捕獲等の実施状況について調査を行うもの。特に、何らかの問題により特区制度の運用が進んでいない地方公共団体については、その具体的な理由について調査を実施するとともに、特例措置の実施による支障が生じていないかを調査する。 ○特例措置の全国展開により支障を生じる可能性のある都道府県等への調査 特例措置が全国展開された場合には、ノヤギが生息しているすべての地域において狩猟鳥獣としての捕獲が行われることとなるため、特例措置の実施による支障が生じないかを調査する。
② 調査方法	・書面送付(電子メール等を含む)による調査を実施。 ・書面調査を行った上で、ヒアリング、現地調査等を必要に応じて追加的に実施。
③ 調査対象	・特区計画の認定を受けた市町村の属する都道府県(鹿児島県) ・特例措置の全国展開により支障を生じる可能性のある都道府県(沖縄県、東京都、長崎県)
④ 実施スケジュール	調査票の配布 令和4年 11 月 調査票の回収 令和4年 11 月末 (必要に応じ、ヒアリング・現地調査等 令和4年 12 月上旬) 調査結果とりまとめ 令和4年 12 月末

構造改革特区（１３１０特区：ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業）に関する調査について

■ 都道府県：〔 〕

(調査の経緯・目的)

構造改革特別区域内において、肉又は毛皮を利用する目的、生態系等に係る被害を防止する目的等でノヤギが捕獲の対象となる場合、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の特例措置として、ノヤギを狩猟鳥獣とすることができることとされています。この特例措置に基づき、現在、鹿児島県奄美大島の5市町村では、「ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業」が実施されているところです。

今回、令和４年度の構造改革特区評価委員会において本事業が評価対象となり、評価にあたっては、関係自治体等へ特例措置に関する調査を行うこととなっています。このため、当該特例措置が全国展開された場合の支障等について確認することを目的として、鹿児島県奄美大島同様にノヤギの生息が確認されている地域を有する貴都道府県に対し調査を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

1. 貴都道府県下において、構造改革特区による「ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業」が認められている地域はないと承知していますが、当該特例措置が全国展開された場合に、想定される支障の有無とその内容について教えてください。

- 1-1. ノヤギと誤認し、放牧されている飼養ヤギの捕獲等が行われることによる財産権の侵害

ア. 支障のおそれがある

イ. 支障のおそれはない

- 1-2. ノヤギ以外の鳥獣の錯誤捕獲（意図しない捕獲）の発生

ア. 支障のおそれがある

・ 錯誤捕獲が想定される種や方法などについて具体的に記述して下さい
()

イ. 支障のおそれはない

1－3. ノヤギの捕獲に伴う人身被害の発生

ア. 支障のおそれがある

- ・人身被害が想定される捕獲方法などについて具体的に記述して下さい
()

イ. 支障のおそれはない

1－4. ノヤギの計画的な管理への影響

(※外来鳥獣を狩猟鳥獣として指定した際には、自由な狩猟が外来鳥獣の生息状況を攪乱することで、計画的な管理を阻害する懸念があるとの指摘があります。)

ア. 支障のおそれがある

イ. 支障のおそれはない

1－5. その他の支障

その他、具体的に想定される支障があればご教示ください。

2. 貴都道府県として、当該特例措置が全国展開されることについての賛否とその理由をご教示ください。

ア. 賛成

イ. 反対

ウ. どちらとも言えない

その理由を具体的に記述してください

()

構造改革特区（１３１０特区：ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業）の
実施状況調べについて

■ 都道府県：〔 〕

１．貴県下において、構造改革特区による「ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業」が認められている地域がありますが、該当地域における現在の実施状況を教えてください。（認定特区が複数ある場合は、認定特区毎に記入してください。）

（１）－①：認定特区

- ・特区認定の認定措置の番号：〔 〕
- ・認定年月日：〔 〕
- ・特区の名称：〔 〕
- ・特区の地区：〔 〕

（１）－②：特区の実施状況

- ア 特区制度の運用を開始している地区（市町村）
〔 〕
- イ 特区制度の運用をまだ開始していない地区（市町村）
〔 〕

（２）－①：認定特区

- ・特区認定の認定措置の番号：〔 〕
- ・認定年月日：〔 〕
- ・特区の名称：〔 〕
- ・特区の地区：〔 〕

（２）－②：特区の実施状況

- ア 特区制度の運用を開始している地区（市町村）
〔 〕
- イ 特区制度の運用をまだ開始していない地区（市町村）
〔 〕

（３）－①：認定特区

- ・特区認定の認定措置の番号：〔 〕
- ・認定年月日：〔 〕
- ・特区の名称：〔 〕
- ・特区の地区：〔 〕

（３）－②：特区の実施状況

ア 特区制度の運用を開始している地区（市町村）
[]

イ 特区制度の運用をまだ開始していない地区（市町村）
[]

（４）－①：認定特区

- ・特区認定の認定措置の番号： []
- ・認定年月日： []
- ・特区の名称： []
- ・特区の地区： []

（４）－②：特区の実施状況

ア 特区制度の運用を開始している地区（市町村）
[]

イ 特区制度の運用をまだ開始していない地区（市町村）
[]

（５）－①：認定特区

- ・特区認定の認定措置の番号： []
- ・認定年月日： []
- ・特区の名称： []
- ・特区の地区： []

（５）－②：特区の実施状況

ア 特区制度の運用を開始している地区（市町村）
[]

イ 特区制度の運用をまだ開始していない地区（市町村）
[]

※ 必要に応じ、適宜、回答欄を追加してください。

2. 上記1で運用をまだ開始していない地区（市町村）は、その理由を具体的に記述してください。

(2)－①：特区の名称： []

- ・運用をまだ開始していない市町村： []
- ・未開始の具体的な理由

- ・運用をまだ開始していない市町村： []
- ・未開始の具体的な理由

- ・運用をまだ開始していない市町村： []
- ・未開始の具体的な理由

(2)－②：特区の名称： []

- ・運用をまだ開始していない市町村： []
- ・未開始の具体的な理由

- ・運用をまだ開始していない市町村： []
- ・未開始の具体的な理由

- ・運用をまだ開始していない市町村： []
- ・未開始の具体的な理由

※ 上記のほかに該当市町村があれば、適宜、回答欄を追加してください。

3. 構造改革特区の具体的な実施状況について教えてください。

(3) -①： 各地区における捕獲実績等について教えてください。

※ 別添の附表に記入してください。

(3) -②： 現在のノヤギの生息数、土砂流出や植生破壊等の抑制状況及び生態系保全や植生回復の状況を調査等により把握しているか、教えてください。

ア：全て（または一部）把握している

- ・ 把握している事項及び調査等の内容と結果について具体的に記述してください。

イ：いずれも把握していない

- ・ なぜ把握していないのか具体的に記述してください。

(3) -③： 特区を活用した狩猟において、放牧等による飼養ヤギの捕獲等が発生した事例がありますか。ある場合は、その内容を具体的に記述してください。また、本特定事業の実施にあたって、飼育下にあるヤギとノヤギとを明確に区分するためにを行っている措置を具体的にご記入ください。

ア：飼養ヤギの捕獲があった

- ・ 特区の名称、市町村：
- ・ 原因：
- ・ 捕獲個体の数量：
- ・ 個体の扱い（死亡、放獣等）：

イ：飼養ヤギの捕獲はなかった

ウ：飼養ヤギの捕獲について把握していない

- ・ 飼育下にあるヤギとノヤギを区別するための措置：

(3)－④： 特区を活用した狩猟において、人身事故が発生したことがありますか。ある場合は、その内容を具体的に記述してください。また、本特定事業の実施にあたって、地域住民の安全性を確保するために行っている措置があれば、具体的にご記入ください。

ア：人身事故があった

- ・ 特区の名称、市町村：
- ・ 事故の程度、被害者数：
- ・ 事故が発生した状況：

イ：人身事故はなかった

ウ：人身事故の状況について把握していない

- ・ 地域住民の安全性確保のための措置：

(3)－⑤： 特区を活用した狩猟において、錯誤捕獲（ノヤギ以外の捕獲）が発生したことがありますか。ある場合は、その内容を具体的に記述してください。また、本特定事業の実施にあたって、錯誤捕獲を防止するために行っている措置があれば、具体的にご記入ください。

ア：錯誤捕獲があった

- ・ 特区の名称、市町村：
- ・ 原因：
- ・ 錯誤捕獲の概要（種、数量、捕獲方法）：
- ・ 捕獲後の個体の扱い（死亡、放獣等）：

イ：錯誤捕獲はなかった

ウ：錯誤捕獲に関する情報を把握していない

- ・ 錯誤捕獲を防止するための措置：

(3) -⑥: 外来鳥獣を狩猟鳥獣として指定した際には、自由な狩猟が外来鳥獣の生息状況を攪乱することで、計画的な管理を阻害する懸念があるとの指摘があります。そのため、環境省としては、狩猟によって外来鳥獣の計画的な管理を阻害することのないよう、外来鳥獣を狩猟鳥獣として指定する際には、計画的な管理への影響の有無等についても考慮の上、指定の適否を検討する必要があると考えています。このことを踏まえ、特区を活用した狩猟によって、ノヤギの計画的な管理を阻害する等の影響が発生している事例はありますか。ある場合はその内容を具体的に記述してください。また、本特定事業の実施にあたって、錯誤捕獲を防止するために行っている措置があれば、具体的にご記入ください。

ア: ノヤギの計画的な管理への影響が生じている

- ・把握している事項及び調査等の内容と結果について具体的に記述してください。

イ: 影響は生じていない

ウ: 影響について把握していない

4. これまでの構造改革の実績を踏まえた評価について教えてください。

(4) ー①： 都道府県として、これまでの構造改革特区の実施状況について、どのように評価されていますか。具体的に記述してください。

ア 十分評価できる

- ・ その理由を具体的に記述してください。

イ 評価できない

- ・ その理由を具体的に記述してください。

ウ どちらともいえない

- ・ その理由を具体的に記述してください。

(4) ー②： 都道府県として、構造改革特区を継続して実施する必要性を感じますか。具体的に記述してください。

ア 継続する必要性を強く感じる

- ・ その理由を具体的に記述してください。

イ 継続の必要性はない

- ・ その理由を具体的に記述してください。

ウ どちらともいえない

- ・ その理由を具体的に記述してください。

番号	1310
特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第7項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第3条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	ノヤギは狩猟鳥獣に定められていない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業を実施することについて、地域の特性に応じ、その肉又は毛皮を利用する目的、ノヤギを管理する目的その他の目的でノヤギを捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）の対象とする必要があり、ノヤギのみを捕獲等をするために必要な措置を講じていることを認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内のノヤギについては、狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲等ができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1310 ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の特性に応じた、ノヤギの肉等の利用や生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止等の理由から、ノヤギが捕獲等の対象となる場合で、ノヤギのみを捕獲するための措置が講じられていると確認できる場合には、構造改革特別区域（以下「特区」という。）内に限り、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第2条第7項の特例措置として、ノヤギを狩猟鳥獣とみなすものです。

2. 特例の概要

本事業においてノヤギとは、野生動物であるヤギを指します。なお、法に基づく鳥獣は、鳥類又は哺乳類に属する野生動物と定義されており、この場合の「野生」とは、当該個体が元々飼育下にあったかどうかを問わず、飼主の管理を離れ、常時山野等において、専ら野生生物等を捕食し生息している状態を指しています。

現行制度において、ノヤギは狩猟鳥獣には含まれておらず、狩猟による捕獲はできません。一般的に、ヤギの飼育は放牧によることが多く、野外では放牧された飼育下にあるヤギか、野生動物であるノヤギかを判断することが困難であり、放牧されているヤギを狩猟者が銃器等により錯誤捕獲する危険性が高いことから、狩猟の対象として適切ではないとされています。

本事業においては、特区内において、飼育下にあるヤギをノヤギと明確に区分する措置が取られている場合に限って、特例的にノヤギの狩猟を可能とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

本事業において特例措置が認められる場合とは、特区内において現にノヤギが生息し、当該ノヤギを捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）することによって、ノヤギの肉等を活用することができる、又はノヤギによって生じている農作物への被害や希少な植物の食害等生態系被害の防止等を図る必要があると地方公共団体が判断している場合です。

また、「ノヤギのみを捕獲等をするために必要な措置」として、特区内において、例えば、以下の措置が講じられていることが必要です。

- ① 放牧等により飼育されているヤギを、狩猟者が錯誤捕獲することを防ぐための関係者間の調整がなされていること

（例えば、特区計画区域の住民、自治会、生産者団体等の関係者（以下「特区関係者」という。）間で調整の上、「特区内では放牧によるヤギの飼育を行わない」、「飼育下にあるヤギ以外はノヤギとする」等の確認ができていること。）

- ② 飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること

（例えば、飼育ヤギの存在する地域を確認し計画区域から外す、飼育下にあるヤギには首輪を付け個体識別を行う措置等が実施されていること。）

- ③ 狩猟者等への適切な周知が計画されていること

（例えば、狩猟者登録の際に、特区内でのみノヤギの狩猟ができることについて、当該区域を明示する図面等を配布する等の準備を行っていること。）

なお、申請主体が都道府県以外の地方公共団体の場合には、あらかじめ都道府県の関係部局と調整を図ることにより、鳥獣保護区や休猟区等の設定予定地等を除外するなど特区計画の円滑かつ有効な実施を図ることが重要です。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」に、特区申請を行った地方公共団体が、特区内に放牧されているヤギがいないと判断する根拠又は当該区域内に飼育ヤギとノヤギが混在する場合には飼育ヤギの錯誤による捕獲がないと判断する根拠及び狩猟者等への周知の方法等について記載すること。

5. 当該特区に係る特区計画申請に関して特に必要な添付書類

特区の区域内にノヤギが生息していることが確認できるノヤギの生息分布図（飼育されているヤギがいる場合にはその箇所も併せて明記すること。）、ノヤギによる被害状況がわかる資料、特区関係者間で確認事項について協定書等を締結した場合にはその写し、ヤギの飼育等について地方公共団体が一定の基準を設けている場合はその基準、周知のため狩猟者等に配布する予定の図面等。

⑥規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	鹿児島県	奄美市	奄美大島奄美市ノヤギ特区	奄美市の区域の一部(狩猟可能区域)	奄美大島では貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれているが、近年、社会環境の変化等により飼育世帯数が減少し、ヤギが放棄されるようになった。その結果、飼育を放棄されたヤギが野生化し、海岸部の崖地や森林部の野草を根こそぎ食べ、土砂流出や植生破壊等を引き起こしている。当市でも有害鳥獣捕獲により駆除を行っているが、生息数は減少していない。そこで、本特例を活用することにより、ノヤギの駆除を推進し、生態系の保全や植生の回復を図る。	1310	・ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	第24回
2	鹿児島県	大和村	奄美大島大和村ノヤギ特区	鹿児島県大島郡大和村の区域の一部(狩猟可能区域)	奄美大島では貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれているが、近年、社会環境の変化等により飼育世帯数が減少し、ヤギが放棄されるようになった。その結果、飼育を放棄されたヤギが野生化し、海岸部の崖地や森林部の野草を根こそぎ食べ、土砂流出や植生破壊等を引き起こしている。当村でも有害鳥獣捕獲により駆除を行っているが、生息数は減少していない。そこで、本特例を活用することにより、ノヤギの駆除を推進し、生態系の保全や植生の回復を図る。	1310	・ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	第24回
3	鹿児島県	宇検村	奄美大島宇検村ノヤギ特区	鹿児島県大島郡宇検村の区域の一部(狩猟可能区域)	奄美大島では貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれているが、近年、社会環境の変化等により飼育世帯数が減少し、伝統文化継承の懸念材料になっている。また、飼育を放棄されたヤギが野生化し、海岸部の崖地や森林部の野草を根こそぎ食べ、土砂流出や植生破壊等を引き起こしている。そのため、当村でも有害鳥獣捕獲により駆除を行っているが、生息数は減少していない。そこで、本特例を活用することにより、ノヤギの駆除を推進し、生態系の保全や植生の回復を図る。	1310	・ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	第24回

4	鹿児島県	瀬戸内町	奄美大島瀬戸内町ノヤギ特区	鹿児島県大島郡瀬戸内町の区域の一部(狩猟可能区域)	奄美大島では貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれているが、近年、社会環境の変化等により飼育世帯数が減少し、ヤギが放棄されるようになった。その結果、飼育を放棄されたヤギが野生化し、海岸部の崖地や森林部の野草を根こそぎ食べ、土砂流出や植生破壊等を引き起こしている。当町でも有害鳥獣捕獲により駆除を行っているが、生息数は減少していない。そこで、本特例を活用することにより、ノヤギの駆除を推進し、生態系の保全や植生の回復を図る。	1310	・ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	第24回
5	鹿児島県	龍郷町	奄美大島龍郷町ノヤギ特区	鹿児島県大島郡龍郷町の区域の一部(狩猟可能区域)	奄美大島では、貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育、食する文化が受け継がれてきた。しかし近年、飼育を放棄され野生化したヤギ(ノヤギ)が海岸部の崖地に生息し、一帯の野草を根こそぎ食べることで、植生破壊や土砂流出等を引き起こしている。ノヤギは有害鳥獣としての捕獲は可能であるが、手続きの関係上速やかな駆除ができない。ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟期間の速やかな捕獲を可能にすることで、世界自然遺産候補地である奄美の希少動植物への食害を未然に防ぎ、また被害箇所の植生回復を図る。	1310	・ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	第24回

①特例措置の評価・調査経緯

ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（1310）

<これまで>

ノヤギは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の狩猟鳥獣に定められていないため、駆除するためには、有害鳥獣捕獲として環境大臣又は都道府県知事の許可が必要である。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条

<取り巻く環境の変化>

野生化したヤギによる食害等により、植生破壊や土砂流出が発生している。

ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、許可の不要な狩猟による捕獲が可能となる。

<主な要件>

- 農林水産業、生態系等に係る被害の防止などの目的でノヤギの捕獲等を行う必要があること。
- ノヤギのみを捕獲等するために、以下のような措置が講じられていること。
 - ①狩猟者が飼育下にあるヤギとノヤギの錯誤捕獲を防ぐための関係者間の調整がなされていること。
 - ②飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること。
 - ③狩猟者等への適切な周知が計画されていること。

認定計画数：5件（累計）
5件（令和4年4月末現在）



◎実際の取組事例

～奄美大島奄美市ノヤギ特区～（平成22年11月認定）実施主体：奄美市

奄美大島では貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれてきたが、近年、社会環境の変化等により飼育世帯数が減少し、放棄されるようになった。その結果、飼育されず放棄されたヤギが野生化し、海岸部の崖地や森林部の野草を根こそぎ食べ、土砂流出や植生破壊等を引き起こしている。

奄美市でも有害鳥獣捕獲により駆除を行っているが、生息数は減少していないので、ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業を活用することにより、ノヤギの駆除を推進し、植生の回復や生態系の保全を図る。

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成24年 下半期 (H25.3.6)	その他 (銃及びわなによる狩猟実績が確認された場合に、改めて評価を行う)	関係府省庁によれば、本特例措置を活用したノヤギの狩猟実績は、網による1頭であり、全国展開により発生する弊害の有無を判断するために必要な事項のうち、銃及びわな（囲いわな・はこわな、くくりわな）による狩猟における人身事故や錯誤捕獲の弊害の有無について、検証されていないとのことであった。 評価・調査委員会による調査では、狩猟によるノヤギの捕獲頭数は1頭に留まっていたが、本特例措置の実施に当たって前提となる要件（飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること等）を実行するための放し飼い防止条例の活用や、有害鳥獣捕獲の実施による効果も含めれば、特区内のノヤギの推計生息頭数は1,000頭程度減少していることが確認された。 以上より、銃及びわなによる狩猟における人身事故や錯誤捕獲の弊害の有無について未検証であるため、本特例措置について、関係府省庁は毎年度、前年度における狩猟実績に関する調査を行う。調査の結果、<u>銃及びわなによる狩猟実績が累積でそれぞれ複数確認された場合に、改めて評価を行う。</u>	本特例措置について、関係府省庁は毎年度、前年度における狩猟実績に関する調査を行い、その結果を内閣官房に報告する。調査の結果、銃及びわなによる狩猟実績が累積でそれぞれ複数確認された場合に、改めて評価を行うこと。
令和3年 (R3.11.25)	認定地方公共団体の状況等を踏まえて、令和4年度に評価を行うこととした。		

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和4年4月18日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
いわさき くみこ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会専門部会 委員名簿

(令和4年4月18日 現在)

医療・福祉・労働部会

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

教育部会

氏 名	職 業 等
いwasaki くみこ ◎ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授

※ ◎は部会長、○は部会長代理

地域活性化部会

氏 名	職 業 等
しまもと こうじ ◎ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ ○ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 4 年 10 月 7 日最終改正

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

（１）基本理念

③評価の実施

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

②評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第48条第1項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の3か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の2か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査

委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための情報提供、相談機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記 2. (3) ② i) ア) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するものについては、別表 1 から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表 2 として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表 2 に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において 2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するものについては、別表 1 を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案

と改定される別表 1 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表 1 に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記（１）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（１）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（１）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

（３）透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関係する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。